

日本フランス語フランス文学会中国・四国支部規約

第一条（名称）

本支部は、日本フランス語フランス文学会（以下、学会と称する）中国・四国支部と称する。

第二条（事務局）

本支部は、支部長の勤務する大学にその事務局を置く。

第三条（目的）

本支部は、学会の目的に則り、中国・四国地区における会員相互の連絡を図り、その協力を促進することによって、中国・四国地区におけるフランス語およびフランス文学の研究・教育の発展並びに普及に寄与することを目的とする。

第四条（事業）

本支部は、前記の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 研究発表会、シンポジウム、講演会の開催。
2. 機関誌およびその他の出版物の刊行。
3. 学会より委託された諸事業。
4. その他、本支部の目的にそつ諸事業。

第五条（会員の資格・種類）

本支部は、学会員によって構成される。会員は、普通会员、学生会員、準会員、賛助会員の四種類とする。

第六条（権利・義務）

会員は、機関誌の配布を受け、研究発表の便宜が与えられる。会員は、その種類に応じて、次の会費を納入しなければならない。

1. 普通会员は、年額三千円とする。
2. 学生会員は、年額千円とする。
3. 準会員は、年額千円とする。
4. 賛助会員は、年額一万円以上とする。

所定の会費を納めない場合には、総会の認定により退会とみなすことがある。

第七条（役員）

本支部に次の役員を置く。

1. 支部長一名
2. 学会幹事（以下、幹事と称する）二名
3. 監査一名

4. 学会各種委員会委員（以下、各種委員会委員と称する）若干名
5. 必要に応じて、実行委員会若干名

第八条（任務）

役員の仕事の任務を次のように定める。

1. 支部長は、支部の事業を統括し、支部を代表する。幹事はこれを補佐し、また支部長と共に支部業務の企画・運営にあたる。
2. 支部長および幹事は、学会合同委員会に出席し、その審議および議決に加わる。
3. 幹事は、学会幹事会に出席し、その審議および議決に加わる。
4. 監査は、会計を監査する。
5. 各種委員会委員は、学会各種委員会委員長の召集する委員会に出席し、その審議および議決に加わる。

第九条（選任）

役員を選出する方法および任期を次のように定める。

1. 支部長、幹事、監査、各種委員会委員は、総会において選出するものとする。総会が行われない場合には、その他の方法によって選出が行われなければならない。選出の方法は、細則の定めるところによる。
2. 支部長の任期は二年とし、当分のあいだA地区（岡山・四国地区）、およびB地区（広島・その他の中国地区）より相互に選出する。原則として重任はできない。
3. 幹事の任期は二年とし、当分のあいだA地区およびB地区より一名ずつ選出し、一年毎に半数が交替する。重任はできない。
4. 監査の任期は二年とし、重任は妨げない。
5. 各種委員会委員は、学会から支部推薦の依頼のあるものについてはその任期を、特別の場合を除き二年とする。重任はできる。
6. 役員に支障の生じた場合は、直ちに後任の役員を選出しなければならない。その場合、任期は前任者の残任期間とする。支部長の支障の場合は支部長選出地区の幹事が、その他の役員の場合は支部長がその選出にあたる。

第十条（総会）

1. 総会は、支部最高の決定機関であり、役員を選出、事業方針、予算、決算などの審議および議決を行う。
2. 総会は、年に一度開催されるものとする。総会が開催されない場合は、支部長はこれに代わる方法を速やかに講じなければならない。
3. 総会は、支部会員の過半数の出席をもって成立するものとする。

4. 本支部の役員任期および会計年度は、総会より総会までとする。ただし、本部役員については、本部の規定の定めるところによる。

第十一条（変更）

支部の規約は、総会の決定によらなければ変更することができない。

細則

1. 支部長の選出は選挙によって行われ、上位得票者をもってこれにあてる。
2. 幹事の選出は、交替幹事の選出地区から一名を選挙によってえらび、上位得票者をもってこれにあてる。ただし交替幹事の選出地区より推薦があれば、総会の了承を得て選挙に代えることができる。
3. 監査の選出は選挙によって行われ、上位得票者をもってこれにあてる。
4. 学会から支部推薦の依頼のある、各種委員会委員の選出は、選挙によって行われ、上位得票者をもってこれにあてる。ただし支部長が推薦し、総会においてこれを追認することができる。
5. 選挙は、普通会员および学生会員によって行われる。

付則

本規約および細則は、1976年12月4日より施行される。